

4月から
変わります

固定資産税

**税率が
1.55%から
1.48%に下がります**

固定資産の縦覧が始まりました

平成22年度の土地・家屋の価格が決定しましたので、
4月1日から固定資産の縦覧ができます。



【縦覧場所】

- 武雄市役所税務課課税係
- 山内支所総務課
- 北方支所総務課

※武雄市内すべての固定資産について、本庁及び支所の税務係で縦覧できます。

【縦覧できる方】

※いずれも個人情報保護のため、所有者名・納税義務者名は、記載していません。

【縦覧できる方】

※ただし、土地に対する固定資産税のみ納税されている人は、家屋価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

- 土地価格等縦覧帳簿
- 土地の所在・地番・地目
- 地積・価格
- 家屋価格等縦覧帳簿
- 家屋の所在・家屋番号
- 種類・構造・床面積・価格

※非課税・課税免除・免税未満の物件は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】

平成22年4月1日(木)からの6月30日(水)まで土曜・日曜・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧に必要なもの】

- 納税通知書や課税明細書または本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証等）

《注意》

代理人が申し込む場合は、委任状及び身分証明書が必要です。法人が申し込む場合には、申請書に法人の代表者印の押印が必要です。

【縦覧の手数料】

縦覧の期間中は無料です。ただし、コピー等の交付はできません。

○固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は地方税法第432条の規定により、価格等を登録し公示した日（4月1日）から納税通知書送達後60日までの間において固定資産評価審査委員会事務局【総務課安全安心係電話(23)931-5】に審査の申し出をすることができます。

縦覧制度をご利用ください

問 政策部税務課
(23)9220

担当:江頭

出生・婚姻等の届出の際は

4月から
変わります

職業欄にも記入を

平成22年国勢調査に伴い、4月1日から翌年3月31日までの間に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方は、届書の「職業欄」にも記入が必要となります。
ご協力をお願いします。



問 くらし部 市民課
(23)9225